
1. 9月補正予算案について

今回の補正予算案は、記録的な高温・渇水により府内各地に生じた影響への緊急対策や中小企業者の事業活動を守るための対策、物価高騰や人手不足の影響を受ける厳しい状況に置かれている建設業者等への支援の強化など、時宜にかなう内容となっており、高く評価する。（評価）

2. 人権尊重の共生社会の構築について

質問要旨

本年7月の全国知事会議では、「青森宣言」が全会一致で採択され、外国人の受入れにも積極的な姿勢が示された。本府においても、ウトロ放火事件や同和問題などの人権問題の解決に向けた様々な取組が推進されてきた一方、虐待やいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、外国籍府民等に対するヘイトスピーチなど、様々な人権問題が存在している中、21世紀を「人権の世紀」とするため、人権教育・啓発の推進が求められていると考えるが、人権尊重の共生社会の構築に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（1）本年4月に施行された「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」のもと、本府として、今後どのように府民へ啓発や発信を行い、施策を展開するのか。

（2）先月の全国高校野球選手権大会で活躍した京都国際高校に対するSNS上での差別的な投稿が相次いで確認され、本府は京都地方法務局に対して削除要請を行ったが、今後ヘイトスピーチを根絶していくため法務局との連携を強化する必要があると考えるかどうか。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

大河内議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして今回の補正予算案に対しまして高い評価をいただき、厚く御礼を申し上げます。

人権尊重の共生社会づくりについてでございます。

国際化、情報化の進展などの社会の変化に伴い、インターネット上の人権侵害など、誰もが被害者にも加害者にもなり得る状況の中で、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発の取組を着実に進めていくことが重要だと考えております。

このため、京都府では、個人の尊厳や基本的人権が全ての人に保障されるという考え方を、あらためて社会全体に浸透させ、人権尊重の機運を醸成することを目的に、本年3月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を制定いたしました。

今年度は、この条例に基づき、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施・展開するための「推進計画」を策定する予定としており、府議会をはじめ、幅広い方々から御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

「推進計画」におきましては、個別の人権問題への対策をしっかりと講じていくことはもとより、誰

もが人権の享有主体であるといった普遍的な視点からの啓発、これまでの新聞・ラジオなどを通じた広報・啓発に加え、SNSを活用し、情報が届きにくかった層への発信、人権侵害の未然防止や被害の回復を図るための適切な相談対応につなげられるよう、相談機関同士の相互交流や情報交換を通じた連携の強化などを計画に盛り込み、施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、京都地方法務局との連携についてでございます。

ヘイトスピーチは、個人の尊厳を傷つけ、人権を損なう行為であり、決して許されるものではありません。

この認識に立ち、京都地方法務局とは、インターネット上の差別投稿の状況や削除の判断基準等について意見交換を行っており、京都国際高校に関連する悪質な投稿についての削除要請も速やかに法務局で受理されたところでございます。

また、人権啓発イベント・京都ヒューマンフェスタにおきまして、府の法律相談と国の人権擁護委員による特設人権相談を共同で実施するなど、法務局と連携した様々な人権啓発の取組も行っております。

今後はさらに、人権侵害の状況などにつきまして、市町村と合同で研究しているインターネット研究会に、法務局にも参加をいただき、国の持つ法的知見や全国の状況、削除要請判断のノウハウなどを踏まえて議論することで、より効果的な対応につなげていきたいと考えております。

今後とも、こうした取組を通じ、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」づくりを進めてまいりたいと考えております。

3. 中小企業におけるビジネスケアラー支援について

質問要旨

人手不足が叫ばれる中、特に中小企業にとって介護離職は経営に直結する大きなリスクとされていることから、国においても、経済損失の回避に向けたビジネスケアラー支援が重要な課題となっており、早期に対応することでリスクを抑え、組織内で両立に向けた機運を醸成することが重要とされている。本府においても、企業がビジネスケアラーを支援するため、単に介護休業制度を設けるだけでなく、従業員が安心して制度を利用できる組織文化の醸成といった多角的なアプローチが必要であり、これらが従業員のエンゲージメントを高め、結果として企業のブランド価値の向上や生産性の向上につながると考えるが、中小企業におけるビジネスケアラー支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本府は、ビジネスケアラーの実態をどこまで把握しているのか。また、ビジネスケアラーが離職することなく仕事と介護を両立できるよう、中小企業に対し、今後どのような支援を行うのか。

答弁

次に、仕事を続けながら、家族の介護等を行うビジネスケアラーについてでございます。

介護離職は、企業が貴重な人材を失うだけでなく、従業員のキャリアが途絶え、生活や健康にも影響が出るため、極めて深刻な課題だと認識しております。

令和4年就業構造基本調査では、府内で介護をしながら働く方が5年間で約12%増加し、約9万

人おられますが、介護休業制度を利用されている方はそのうち8%に留まっております。

また、令和6年度の厚生労働省の調査では、介護休業制度の内容を知らない、要介護者の状況に応じて、早期に介護休業が取得できるよう柔軟な制度にしてほしい、職場に制度等を利用しづらい雰囲気がある、といった制度利用上の課題が明らかになっております。

これらの課題を解決するためには、制度の周知や改善、職場の雰囲気づくりが必要だと考えており、京都企業人材確保センターにおきまして、各企業の現状や課題を踏まえた上で、支援を行ってまいりたいと考えております。

まず、制度の周知につきましては、企業の人事担当者から従業員に周知してもらうよう、人事担当者を対象に制度の内容や法律改正のポイント、周知方法に関するセミナーを開催するとともに、同センターHPでも発信してまいりたいと考えております。

制度の改善につきましては、従業員が利用しやすい制度となるよう、社会保険労務士を企業に派遣し、改善に関するアドバイスや就業規則の変更を支援したいと考えております。

雰囲気づくりにつきましては、経営者・従業員双方の意識改革が必要であるため、制度の利用率が高い企業の経営者を講師に招き、成功事例や取組内容を紹介する職場研修の開催を支援してまいりたいと考えております。

今後とも、ビジネスケアラーの方が介護と仕事を両立し、安心して働き続けられる職場の実現を目指してまいりたいと考えております。

3. 中小企業におけるビジネスケアラー支援について

質問要旨

人手不足が叫ばれる中、特に中小企業にとって介護離職は経営に直結する大きなリスクとされていることから、国においても、経済損失の回避に向けたビジネスケアラー支援が重要な課題となっており、早期に対応することでリスクを抑え、組織内で両立に向けた機運を醸成することが重要とされている。本府においても、企業がビジネスケアラーを支援するため、単に介護休業制度を設けるだけでなく、従業員が安心して制度を利用できる組織文化の醸成といった多角的なアプローチが必要であり、これらが従業員のエンゲージメントを高め、結果として企業のブランド価値の向上や生産性の向上につながると考えるが、中小企業におけるビジネスケアラー支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 介護が必要となる前段階で適切な支援を受けることができるよう、本府と市町村、地域包括支援センターとの連携強化が必要と考えるがどうか。

答弁

次に、介護が必要になる前の段階での支援についてでございます。

介護は突然始まることも多く、従業員一人ひとりが平時から介護に対する知識を蓄え、介護がいつ始まっても慌てないよう事前に準備しておくことが重要でございます。

令和7年4月に育児・介護休業法が改正され、事業主は労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業制度などの理解と関心を深めるため、介護休業制度などに関する事項について労働者へ情

報提供をすることが義務化されました。

加えて、先ほど申し上げた厚生労働省の調査によれば、「現在の勤務先で介護等をしながら仕事を続けられない」理由として、介護保険サービスの利用方法や手続きが分からないことを挙げている労働者が約3割にもものぼる状況にあります。

介護離職は企業の事業継続にとって大きなリスクであり、早い段階から準備を進めておくことで、リスクを低減させることが可能となることから、介護休業制度に加え、介護保険サービスにつきましても情報発信を強化することが必要でございます。

このため、専門スタッフによる企業訪問活動などを通じ、事業主等に対しまして、介護休業制度につきましては、法令に即した従業員への情報提供の徹底、介護保険サービスにつきましては、社内研修の依頼や従業員からの相談先となる市町村の地域包括支援センター等の案内などを行ってまいります。

また、案内を受けた地域包括支援センターにおきましても相談に適切に対応できるよう、市町村と連携して研修会を開催するなど、支援を行ってまいります。

今後とも、早い段階からの介護に関する情報提供を通じて介護離職を防ぎ、誰もが働きやすい職場の実現を目指してまいりたいと考えております。

4. 観光地における白タク行為の取締り及び実態把握について

質問要旨

いわゆる白タクによる輸送は、個人間の口約束や取決めによるものなど、様々な形態があり、実態が掴みにくい現状にあるため、摘発が困難とされる中、神奈川県警では独自の捜査手法により摘発件数が増加していると聞く。府内でも白タクと思われる車両が多く散見され、タクシー業界や観光地での長時間の駐車による周辺住民への影響が問題となっているが、観光地における白タク行為の取締り及び実態把握に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。（警察本部長）

（１）神奈川県警の事例等を踏まえ、観光地における白タクの取締り体制の強化に取り組むべきと考えるがどうか。また、近年の取締り状況はどうか。

（２）本府では、令和８年３月より「おもてなしのまち京都あんしん見守り事業」の実施を予定しており、観光エリア等に街頭防犯カメラを設置していくと聞くが、白タクの摘発に向けて連動できるような活用はどうか。

（３）ＳＮＳや主要駅周辺のデジタルサイネージ、ホテル、飲食店など、様々な媒体を通じて、白タクは利用せず正規のタクシーを利用するよう、多言語によるＰＲも行うべきと考えるがどうか。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

観光地における白タク行為の取締り及び実態把握についてです。

まず、近年の取締り状況についてですが、白タク行為については、令和３年以降、令和６年まで検

挙がありませんでしたが、本年は道路運送法違反で3件検挙しております。

このうち、ただ今議員からも御紹介のありました、神奈川県的事例と同様に、職務質問の現場において、関係機関と連携して営業許可の有無を速やかに確認できる体制を構築するとともに、外国人旅行者から料金の支払事実をその場で特定し、運転手を現行犯逮捕したものが、2件含まれております。

白タク行為は、運転手が有償運送に必要な運転技術や知識を有しておらず、交通事故の危険性が高く、交通事故が発生した場合の十分な補償が受けられないおそれがあるほか、その違法駐車や迷惑駐車により、交通渋滞や観光地の景観を損なうなど、地域住民にも大きな不安感を与えるものと認識をしております。

府警察では、引き続き、悪質な白タク行為に対する取締りを強化してまいりたいと考えており、議員から御指摘のありました京都市内の繁華街や観光地等に設置する街頭防犯カメラにつきましても、白タク行為の実態把握や検挙等に向けて、活用をしてまいりたいと考えております。

次に多言語による広報啓発活動についてでございます。

府警察では、道路運送法を所管する京都運輸支局や京都市、京都タクシー業務センター等の関係機関・団体と連携し、観光地の駐車場や土産物店周辺において、外国人旅行者や外国人運転者に対し、白タク行為は違法である旨の英語や中国語等多言語による啓発チラシを配布するなど、白タク行為の違法性や危険性について周知をしております。

また、白タク行為の多くは、外国人旅行者が自国におきまして配車アプリなどを利用し、予約から料金支払までを完了してから本邦へ入国するという実態もあることから、府警察といたしましては、入国前の外国人旅行者も含め、白タク行為の違法性等について十分な周知が図られるよう、引き続き、関係機関・団体に働きかけてまいりたいと考えております。

5. 聞こえの共生社会における手話の普及について

質問要旨

本年6月に、いわゆる「手話施策推進法」が可決・成立し、手話の普及に向けた環境整備等が国や自治体の責務とされ、教育分野では児童生徒が手話で教育を受けられるよう、手話の技能を持つ教員や通訳者の配置を進めるとされているものの、手話通訳士の合格率は13.8%と難関な資格であることや給与水準が低いなどの課題があるが、聞こえの共生社会における手話の普及に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 手話の普及には、手話通訳者や手話通訳士等の活躍の場を広げ、処遇改善を進める必要があると考えるがどうか。

答弁

手話の普及についてでございます。

京都府では、聞こえの共生社会の実現に向け、本年6月に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」に先立ち、平成30年に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人との支え合う社会づくり条例」を制定し、聴覚に障害のある方の意思疎通支援や手話

の普及啓発を進めてきたところでございます。

具体的な取組といたしましては、意思疎通を支援する手話通訳者を養成するとともに、「聞こえのサポーター」による聴覚障害や手話への理解を促進する活動、市町村や関係団体と連携した企業、団体等への手話通訳活用の広報などを行ってきております。

今後とも、府民の手話への理解と関心を高めることにより、手話通訳者などの活躍の場をさらに広げますとともに、府が実施する手話通訳者の派遣におきましても処遇の改善を図ってまいりたいと考えており、こうした取組を通じて、聞こえの共生社会の実現に向けた環境整備を進めてまいりたいと考えております。

5. 聞こえの共生社会における手話の普及について

質問要旨

本年6月に、いわゆる「手話施策推進法」が可決・成立し、手話の普及に向けた環境整備等が国や自治体の責務とされ、教育分野では児童生徒が手話で教育を受けられるよう、手話の技能を持つ教員や通訳者の配置を進めるとされているものの、手話通訳士の合格率は13.8%と難関な資格であることや給与水準が低いなどの課題があるが、聞こえの共生社会における手話の普及に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(2) 今回の法律制定を受け、一層の共生社会の実現に向けた学校における手話言語等の学習機会の確保及び環境整備が必要と考えるがどうか。(教 育 長)

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

学校における手話言語等の学習機会の確保と環境整備についてでございます。

手話を必要とする児童生徒が、手話を自由に使い学べる環境は、学習の機会均等を保障する基盤であり、自己表現と他者との相互理解を深め、豊かな学びと人間関係の形成を支える重要なものでございます。

現在、府立聾学校を中心に、地域の学校への助言、研修等への講師派遣などの支援を進めておりますが、手話技能を有する教員は限られており、小中学校等における指導や支援体制の充実が課題となっております。

今回の法律制定を契機としまして、手話による指導の専門性を持つ教員を育成する研修や教材等の充実に、より一層取組む必要があると考えております。

府教育委員会といたしましては、聞こえの共生社会の実現に向けて、手話を必要とする児童生徒が学校生活において、手話を自然に活用しながら、他者と意思疎通を図ることができる環境整備を進めてまいります。

6. 魅力ある嵐山公園亀山地区の整備について

質問要旨

全国の公園施設の老朽化が進行し、魅力を十分発揮できていない都市公園が散見される中、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図ることが期待されるPark-PFIが国において新たに設けられた。府立嵐山公園亀山地区をさらに魅力ある公園としていく上で、Park-PFIを導入し、民間活力を活用した公園の整備や休息地としてのカフェの併設など、観光客の広域周遊の重点拠点としていくことが観光客の集中を緩和することにもなり、また、周辺住民にとっては憩いの場となるなど、生活環境にも良い影響を与えると考えるがどうか。

答弁

魅力ある嵐山公園亀山地区の整備についてでございます。

嵐山公園は、京都有数の観光地である嵐山に位置する、美しい自然と歴史的景観が調和した魅力ある都市公園であり、都市計画法に基づく風致公園として、地域の方々にも愛され親しまれる憩いの場となっております。

亀山地区におきましては、静謐な空間と風光明媚な景観を有しており、昭和39年に都市公園として指定されておりますが、それ以前から、民間事業者による飲食店などの便益施設が所在しており、そのうち3軒が現在も営業を継続されております。

亀山地区の整備につきましては、今年度老朽化した園路の改修工事を行うこととしており、現在、具体的な仕様につきまして、地元の自治会の方々や事業者などにより構成される「嵐山まちづくり協議会」の御意見を伺いながら、検討を進めているところでございます。

今後、亀山地区を周遊の拠点とし、より多くの皆さまに訪れていただくためには、まずは、嵐山公園全体のあり方とともに、その中で、古くからの歴史や美しい自然を有し、眺望が良いといった、亀山地区の特性を活かした整備の方向性につきまして、検討することが必要であると考えております。

議員御紹介のPark-PFI制度につきましては、公園の魅力を向上させる民間活力の導入手法の一つと考えているところでございます。

平成29年の制度創設以来、全国的に活用が拡大してきており、他の自治体では、歴史ある公園の魅力を活かしながら、公園の利便性や快適性を向上させることや、周辺地域の賑わいを取り戻すことを目的として、飲食施設や宿泊施設などの多様な施設が整備されるといった事例も承知しているところでございます。

引き続き、魅力ある公園整備に向けて、「嵐山まちづくり協議会」をはじめとした地域の皆さまや、国・京都市とも議論しますとともに、Park-PFI制度につきましては、亀山地区に適用できる整備手法の一つとして、先行事例の情報収集、有効性や課題の抽出など、導入の可能性につきまして研究してまいりたいと考えております。